

- 1 会議名 総務・産業建設常任委員会協議会
- 2 日時 平成29年8月15日（火）
午前9時～午前10時8分
- 3 場所 正副議長応接室
- 4 出席委員 全委員
- 5 事務局出席者 議会事務局長 尾関友康、同主事 高山智史
- 6 委員長あいさつ
- 7 協議事項

前回に引き続き、先行条例を比較しながら条文案を作成。

第2条（定義）

大野委員長：本条の第7項について、自治基本条例と文言が異なるが、別の項で内容をカバーできているので「住所を有する者」を「居住するもの」に改めることとしたい。

第4条（市の責務）

大野委員長：小松原市の条文が本市の状況に一番参考になると思うので、これをベースにしたい。

関戸委員：一旦これを入れておいて、市の責務の項目なので市側の意見も聞かないといけないのではないかな。

大野委員長：逆に、市の責務が決まらないと他の団体の責務に進めない。

第5条（議会の責務）

相原委員：議会の責務についても定める必要があるのではないかな。

大野委員長：議会の責務については、磐田市と丹波市が参考になると思うのでこれらをベースとして条文を作成してよいか。

委員各位：了

櫻井副委員長：条例内の「産業経済団体」を「地域経済団体」に改める必要がある。

第6条（中小企業、小規模企業の役割）

大野委員長：浦添市の条文には商工会との意見交換の場が出た意見も反映したものになっているので参考にしつつ、稚内市の条例の第3項及び小牧市の条例の第3項の内容も加えたい。

委員各位：了

第7条（商工会の役割）

大野委員長：第7条は知立市の条例をもとに作成したいと思うがよいか。

委員各位：了

その他条例全体に係ること

塚本委員：第3条（基本理念）の第3項にある「地域ブランドの創出」という文言がほかの条では全く触れられていないので、どこかに盛り込みたい。

梶谷委員：第4条第5項に加えてはどうか。

大野委員長：仮として入れておく。この他にも第7条第2項にも加えてよいか。

委員各位：了

第8条（大企業の役割）

大野委員長：市内にもユニー・アピタをはじめ、全国チェーンの薬局等商工会に所属していない大企業もあるため、これらの事業者を対象にした条文を北見市のものをもとに作成することとしてよいか。

委員各位：了

梶谷委員：本条例ではどの範囲までを対象に役割を定めるのか。

大野委員長：金融機関の役割は、ほとんどの自治体で入れているので本市の条例にも盛り込みたい。このほかに学校の役割、市民の理解及び協力、基本的施策、協議の場の設置について定める必要がある。協議の場の設置については、定期的に協議の場は設けることができるので、小松島市の条文をそのまま使いたい。

次回：9月7日 総務・産業建設常任委員会終了後（委員会→住宅リフォームについての意見交換→協議会）

正副議長応接室